

第 62 回 役 員 会 議 事 要 録

日 時	平成 18 年 12 月 27 日 (水) 14:00 ~
場 所	会議室 (事務局棟 5 階)
出 席 者	相良学長、川口総務担当理事、松永教育担当理事、井上研究担当理事、河本財務担当理事、倉本医療担当理事、中島地域 (社会) 連携担当理事
オブザーバー	櫻井副学長 (総務担当)、橋本副学長 (総務担当)、池田副学長 (教育担当)、吉倉副学長 (教育担当)、小槻副学長 (研究担当)、本家副学長 (研究担当)、益田監事、寺田監事
陪 席 者	学長事務総括本部付部長、企画部長、財務部長、研究協力部長、学務部長、医学部・病院事務部長、総務企画課長、財務課長、研究協力課長、学務課長、総務管理課長

配付資料

資料 1	国立大学法人高知大学非常勤職員就業規則 (改正案: 新旧対照表)
資料 2	減損会計処理要項について、国立大学法人高知大学減損会計処理要項 (案)
資料 3	平成 18 年度高知大学研究顕彰制度「大学院生研究奨励賞・若手教員研究優秀賞」の選考結果について
資料 4	科学研究費に関する今後の基本的な考え方について
資料 5	非常勤職員の雇用に関する基準
資料 6	平成 19 年度高知大学概算要求等内示状況
資料 7	資金 (短期) 運用結果報告
資料 8	貸借対照表、損益計算書、資金管理実績表ほか
資料 9	FM 高知「Change The 高知大学」(1 月) 予定表及び「特別番組」企画、RKC ラジオ番組「高知大学ラジオ公開講座」(1 月) 予定表

議事に先立ち、第 61 回役員会議事要録の確認が行われ、承認された。

議事

〔審議事項〕

1. 国立大学法人高知大学非常勤職員就業規則の一部改正について
川口理事及び人事課長から、資料 1 に基づき、改正の趣旨・必要性及び改正内容について説明が行われ、審議の結果、承認された。
2. 国立大学法人高知大学減損会計処理要項について
河本理事から、資料 2 に基づき、平成 18 事業年度から適用することとされた減損会計について、導入の目的及び減損処理の流れ等について説明が行われた。続いて、減損会計処理要項 (案) について説明が行われ、審議の結果、承認された。
なお、益田監事から、減損処理関係事務が増大することが想定されるため、必要に応じて担当職員の配置等勘案する必要があるのではないかと意見が述べられた。

〔報告事項〕

1．平成 18 年度高知大学研究顕彰制度「大学院生研究奨励賞・若手教員研究優秀賞」の選考結果について

井上理事から、資料 3 に基づき、平成 18 年度高知大学研究顕彰制度「大学院生研究奨励賞・若手教員研究優秀賞」の選考結果及び選考理由等について報告が行われた。

2．科学研究費補助金に関する今後の基本的な考え方について

井上理事から、資料 4 に基づき、評価（個人・組織）及び大学間等での比較における科学研究費補助金の位置づけ、平成 18 年度申請・採択結果及び平成 19 年度申請状況について報告の後、今後の申請率及び採択率向上のための方策等について報告が行われた。

また、学長から、平成 19 年度より基盤研究 B・C に新たに間接経費が予算措置されることとなったことから、採択増に向けてより一層の取組の充実をお願いしたい旨の要請が行われた。

3．非常勤職員の雇用に関する基準について

河本理事から、資料 5 に基づき、学長事務総括本部会議で承認され、学長裁定で制定済の非常勤職員の雇用に関する基準の目的及び内容について報告が行われた。

4．平成 19 年度概算要求について

河本理事から、資料 6 に基づき、平成 19 年度国立大学法人予算の内示概要及び本学要求関連予算内示状況、並びに、特別教育研究経費、施設整備補助金（18 年度補正予算含む）等の内訳について詳細な報告とともに、他大学との比較による国立大学法人運営費交付金（法人別内示額）について報告が行われた。

また、「授業料」について、標準額の据え置き、各法人が決定できる授業料額の上限の引き上げ、定員超過の抑制について説明が行われるとともに、国公立を通じた大学教育改革の支援の充実等に係る事業の詳細について報告が行われた。

5．資金運用状況について

河本理事から、資料 7 に基づき、資金（短期）運用結果と合わせ、本年度運用益の見込額について報告が行われた。

6．月次決算（11 月）について

河本理事から、資料 8 に基づき、11 月末現在での月次の決算報告が行われた。

7．FM 高知及び RKC ラジオ番組企画（1 月）予定について

評価広報課課長代理から、資料 9 に基づき、1 月の FM 高知番組企画、本学学長及び県内高等学校長による新春特別企画、並びに RKC ラジオ番組企画の放送予定について報告が行われた。

（副学長ほか役員以外の者は退席後、審議を再開）

〔審議事項〕

3．倫理・人権・苦情処理委員会での審議事項について

川口理事及び人事課長から、倫理・人権・苦情処理委員会での審議事項について、配付資料に基づき、処分案件として学長に具申する旨の説明の後、審議が行われた。

審議の結果、本件については再度、倫理・人権・苦情処理委員会に処分等の意見を求めることとされた。

以 上